

公共事業の再評価に当たっての点検・評価基準

視 点	大 項 目 ・ 中 項 目 (区 分 ・ 基 準 等)				
(1) 社会経済情勢の変化	【大項目】「社会経済情勢の変化」 ■ 3つの中項目「必要性」、「適時性」、「地元の推進体制等の状況」の評価により、3段階に区分する。				
	区分	基 準		組み合わせ	評価
	A	3つの中項目が全て“a”の評価のもの。		a a a	
	B	3つの中項目に“b”評価が含まれるもの。 (bが3つは除く)		a a b、a b a、b a a a b b、b a b、b b a	
	C	3つの中項目が全て“b”の評価のもの。		b b b	
	【中項目】				
	中 項 目	区分	基 準	具体的な基準	評価
	必要性	a	計画時よりも必要性が高まっている。 又は、計画時と同様に必要性が高い。	「なぜ、この地域に、この事業を、この規模（内容）で実施しなければならないのか」をできる限り客観的な指標を用いて具体的に定量的に評価する。客観データのないものについても、根拠を具体的に記述した上で定性的に評価する。	
		b	必要性が低い		
	適時性	a	計画時よりも適時性が高まっている。 又は、計画時と同様に適時性が高い。	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、当該事業の効果発現に有効な関連事業がある。 ・ライフライン関連事業である。 ・事業環境の熟度、事業の緊急性が高まっている。 等適時性が高い。	
b		適時性が低い	関連事業がなくなるなど状況が変化しており、適時性が低い。		
地元の推進体制等の状況及び地元の意向	a	計画時よりも、事業を円滑に進めるための地元の体制が整っている。又は、計画時と同様に整っている。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の理解度・合意形成の状況 ・受益者の同意状況（同意率） ・地権者の同意状況 ・協力組織等地元の事業推進体制の状況と 同組織の活動状況 ・地元との協議進捗状況 ・地域の要望 ・市町村の支援や体制の状況 ・計画の熟度 ・関連法・関連機関との調整状況 ・達成見込み（事業実施に対する障害の有無） など地元の推進体制等事業の円滑な実施が見込まれる環境が整っている。		
	b	事業を円滑に進めるための地元の体制が整っていない。	（上記のような）地元の推進体制等事業の円滑な実施が見込まれる環境が整っていない。		
注) 計画変更している場合は、「計画時」を計画変更時に読み替える。 再々評価の場合は、「計画時」を「再評価時」に読み替える。以下の項目も同様とする。					
(2) 事業の投資効果	【大項目】「事業の投資効果」 ■ 費用便益比（B/C）に応じて、3段階に区分する				
	区分	基 準		評価	
	A	計画時に比較し、B/Cが上昇、又は同水準にあるもの。			
	B	計画時に比較し、B/Cの低下が見られるものの一定の事業効果が認められるもの。 ※一定の事業効果・・・B/Cが採択基準を充たすもの			
	C	計画時に比較し、B/Cが大きく低下しているもの。 ※大きく低下・・・B/Cが採択基準を充たさないもの			

視点	大項目・中項目 (区分・基準等)				
(3) 事業の進捗状況及び今後の見通し	【大項目】「事業の進捗状況及び今後の見通し」 ■ 「事業進捗の今後の見通し」の評価により、3段階に区分する。				
	区分	基準		評価	
	A	事業進捗は順調で計画どおり完了が見込まれる。			
	B	事業の進捗に遅れがあり、阻害要因の解決に一定の期間を要するもの。			
C	工事遅延等の解決に長期間を要するか困難である。				
(4) コスト縮減・代替案等の可能性	【大項目】「コスト縮減や代替案等の可能性」 ■ 2つの中項目「コスト縮減」、「代替案」の評価により、3段階に区分する。				
	区分	基準		組み合わせ	評価
	A	2つの中項目が全て” a ” の評価のもの。		a a	
	B	” a ” 及び” b ” 評価であるもの。		a b、b a	
	C	2つの中項目が全て” b ” の評価のもの。		b b	
	【中項目】				
中項目	区分	基準	具体的な基準	評価	
コスト縮減	a	コスト縮減が十分図られており、コスト縮減の余地がない。	-		
	b	一定のコスト縮減が図られているが、コスト縮減の余地がある。	-		
【中項目】					
中項目	区分	基準	具体的な基準	評価	
代替案の可能性	a	手段に代替性がなく妥当である。又は、手段には代替性はあるが、当該手段が最も妥当である。	-		
	b	手段には代替性があり、改善の余地がある。	-		
(5) 環境への影響と配慮	【大項目】「環境への影響と配慮」 ■ 「環境への影響と配慮」の評価により、3段階に区分する。				
	区分	基準		評価	
	A	「やまぐち環境創造プラン」の趣旨に基づき、環境への配慮に努めているもの。			
	B	「やまぐち環境創造プラン」の趣旨に基づき、環境への配慮に努めているが改善の余地のあるもの。			
C	「やまぐち環境創造プラン」の趣旨に基づき、環境への配慮が不足しているもの。				

視点

大項目・中項目
(区分・基準等)

【対応方針（事業実施主体案）】

- 評価指標の5つの大項目（「(1)社会経済情勢の変化」、「(2)事業の投資効果」、「(3)事業の進捗状況及び今後の見込み」、「(4)コスト縮減・代替案の可能性」、「(5)環境への影響と配慮」）の点検結果とその他の項目（「(1)社会的評価・地域の社会経済情勢」「(2)貨幣価値化困難な便益」、「(3)事業計画変更の必要性」、「(6)地域の立地特性」）を踏まえ、以下の判定基準を参考として総合的に評価するものとする。

区分	基準	評価
継続	5つの大項目の各評価が、いずれもAのみである場合、又はBが含まれる場合であっても事業を継続することが妥当と判断されるもの（計画変更の場合を除く）	
見直し	5つの大項目の各評価がいずれもAのみである場合、または、B又はCを含む場合で、計画変更を行うことにより事業を継続することが妥当と判断されるもの。	
中止	5つの大項目の各評価にB又はCを含む場合で、計画変更を行っても事業を継続することが妥当と判断されないもの。	
休止	5つの大項目の各評価にB又はCを含む場合で、計画変更を行って事業を継続することが妥当かどうかの判断に相当期間の検討を要するもの。	

注) 「(2)費用対効果分析」が算定されない事業にあっては、表中の「5つ」を「4つ」に読み替える。

総合評価